

建設業事業主の方へ

従業員を
守れる会社が
これから、きっと強くなる!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

建設業退職金共済制度は、
建設業界の人と企業の未来を見据え、国がつくった退職金制度です。

掛金は損金扱い!
新規加入で一部免除

電子ポイント方式なら
手続きもカンタン!

一人親方も
任意組合で加入できる!

詳しい情報はこちら ▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

建退共加入で優良企業として魅力が高められます

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。

事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を充当することで、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われます。

この業界全体で運用する退職金制度を利用することで
労働環境として貴社の**魅力が高まり、優良な人材確保**につながります。



建退共制度 6つの特長

1 国の制度で安全確実

退職金は**国で定められた基準により計算**。申請などの手続きはとても簡単です。

2 退職金は企業間で通算

建退共加入企業であれば、勤め先が変わっても、**退職金を引き継ぐ**ことができます。

3 掛金が一部免除

新規加入者については、**国が掛金の一部を補助**（初回交付の共済手帳の50日分）します。

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、**損金（法人企業）、必要経費（個人事業主）**として全額算入できます。

5 経営事項審査で加点

公共工事入札の経営事項審査で、建退共制度に**加入し適切に履行している事業主は加点評価**されます。

6 オンラインで手続き簡単

掛金の納付は**オンラインで手続き可能**。業務負担の軽減と、掛金納付実態の透明化が図れます。

一人親方でも
加入できるの？

建設業を営んでいればOK。一人親方の場合は、複数の一人親方が集まってつくる**任意組合**として加入できます。

任意組合とは

一人親方（一人親方とともに働く技術習得中の方も含まれます）が集まって任意組合をつくり、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度が適用されます。

